

上北山村有料広告掲載等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、上北山村有料広告掲載等の取扱いに関する規程(以下「取扱規程」という。)に基づき、村の有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置及び枠数)

第2条 広告掲載の位置及び枠数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 村の広報紙の最終ページの指定された位置とし、枠数は4枠までとする。ただし、広報紙の編集上、支障があるときは掲載位置を変更することがある。
- (2) 村ホームページのトップページで指定された位置とし、枠数は3枠までとする。
- (3) 上北山村防災行政情報通信サービス(以下「かみきた通信」という。)のお知らせ配信機能とする。
- (4) その他、広告掲載等が可能な資産については村長が個別に定めるものとする。

2 村が配布する各戸配布物へ同封する広告チラシは、掲載位置及び枠数は指定しない。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 村の広報紙は縦6cm×横10.5cmとする。
- (2) 村が配布する各戸配布物へ同封する広告チラシはA4サイズ又は、A3サイズとする。ただし、A3サイズを希望するものは取扱規程第7条第3項により広告の原稿を提出する際に原稿を二つ折りにし、A4サイズの規格にし提出するものとする。
- (3) 村ホームページは縦1.5cm×横5.5cmとする。
- (4) かみきた通信は表題26字以内、原稿200字以内、添付ファイルはJPEG又はPINGの形式とし、容量は10メガバイト以下とする。
- (5) その他、広告掲載等が可能な資産については村長が個別に定めるものとする。

(広告の申込)

第4条 広告の掲載等希望する者は、取扱規程第6条に規定する上北山村有料広告掲載等申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告案を添えて、下記の期日までに村長に申し込むものとする。

- (1) 村の広報紙は広告の掲載等希望する月の前月末までとする。
- (2) 村が配布する各戸配布物へ同封する広告チラシ及び村ホームページは広告の掲載等希望する日の1箇月前までとする。
- (3) かみきた通信は広告の掲載等希望する日の上北山村の休日を定める条例(平成元年

12月上北山村条例第14号)に規定する休日を除く7日前までとする。

(4) その他、広告掲載等が可能な資産については村長が個別に定めるものとする。

(広告料等)

第5条 広告料は、下記のとおりとする。

(1) 村の広報紙は1回20,000円とする。

(2) 村が配布する各戸配布物へ同封する広告チラシは1枚20円とし、その枚数は広告掲載等を希望する月の村の広報紙の印刷部数と同数とする。

(3) 村ホームページは月額20,000円とする。また、掲載期間は月単位とし、掲載期間が1箇月未満であっても満額支払うものとする。

(4) かみきた通信は1回4,000円とし、掲載期間は掲載後3箇月間とする。

(5) その他、広告掲載等が可能な資産については村長が個別に定めるものとする。

2 取扱規程第4条第1項第1号にあつては、前項の広告料を免除する。

3 取扱規程第4条第1項第2号にあつては、第1項の広告料を4分の1とする。

(広告内容等)

第6条 広告のデザイン及び内容は、村のイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。